

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和3年6月21日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和3年6月21日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 健康福祉部、市民環境部
第73号議案 「質疑・討論・採決」
第74号議案 「質疑・討論・採決」
第75号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情書の審査
ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情 「説明・質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也		
委員	鈴木長良	浅尾洋平	下江洋行	丸山隆弘	
議長	鈴木達雄				

欠席委員 なし

参考人

榊原 平

説明のために出席した者

健康福祉部、市民環境部の課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、18日の本会議において、本委員会に付託されました第73号議案から第75号議案までの3議案、並びに議長から送付されました陳情1件について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第73号議案 新城市税条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第73号議案でお聞きしたいんですけど、簡単でいいんですが主な内容を伺いたと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 市税条例の一部改正の中で、第1条関係につきましては個人市民税の関係と軽自動車税の関係がございます。

個人市民税の関係では、非課税限度額における国外居住の親族の取扱いの見直し、それと寄附金制度等における寄附金の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の見直し、住宅借入金等特別税額控除の拡充及び延長。軽自動車税の関係では、軽自動車税の種別割グリーン化特例の見直し。

あと第2条関係につきましては、令和2年度の条例改正で行いまして、施行が令和4年になっておりますけれども、まだその施行前の条例をまた改正するという内容でございます。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 結構多岐にわたる税制改正なのかなということで理解をいたしました。

あと、その中で第24条の第2項の中に当たるかと思うんですが、扶養親族というところに付け加えとして「16歳未満の者及び控除対

象扶養親族に限る」と文言は加えたということがあるかと思いますが、この16歳未満云々限るという形を加えることでどういった従来とは異なる解釈上になるのか、それとも別の意味合いがあるのかという、この加えた16歳未満云々という内容を加えた理由が分かれば教えてください。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 ちょっと複雑なところがございますが、これにつきましては、まず国外居住親族に係る扶養控除の取扱いの見直しということで、これにつきましては、30歳以上70歳未満の方については、国外に居住する親族のうち一定の条件を該当するものを除いて30歳以上70歳未満の者を除くというのが扶養親族の関係で改正がされました。

それに基づいて、非課税の限度額のところについてはその規定がまだされていなかったもので、それを付け加えるに当たりまして、まず16歳未満の子どもというのは所得税の扶養控除の関係につきましては児童扶養手当との兼ね合いによりまして控除対象扶養親族からも除外をされております。ですので、既に平成23年分から16歳未満の方というのは所得税や市民税の扶養控除の適用はないということです。

それで、また別の話で、今度非課税の限度額というところに対しては、今までそういったものが関係なく16歳未満も該当するものですから、そこのところでもう扶養親族の国外の居住親族の内容を同様とすることにしたことによって、あえて16歳未満の子どもはということ載せたという内容になります。

すみません、よろしいですか。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりましたというか、本当に深いいろいろな法律上だとか、控除の限度額が定まっていなかったのを定めるようにするというようなところでの、深い意味での加えたものなんだなということで理解をいた

しました。

あともう1点、資料にもありましたが、セルフメディケーション税制についてどういったことなのかというのを教えていただきたいのと、あとこれが5年延長ということになるということなので何年まで詳しい年数が分かれば、その二つ教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 セルフメディケーション税制というものにつきましては、条例上ですと特例一般医療品等の購入ということになっておりますが、通常の医療控除とは別の制度でございまして、比較的健康でお医者さんに診てもらう機会が少ないために医療費控除の制度を利用できるほどの医療費を支払っていないという方で、ちょっとした身体の不調などで医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストア等で購入できる医薬品、これをOTC医薬品ということによっておりますが、これをよく利用される方であれば一定の条件を満たせば税金が還付、減額される制度というものでございます。

これは、平成29年の1月から始まっているものです。これは自分自身の健康管理に心がけるとともに、軽い症状であればこのOTC医薬品を利用することによって自分で自分の健康を管理する、セルフケアですね、を国として推進しようとするものになります。

この一定の条件というものにつきましては、特定の成分を含むドラッグストア等で購入するOTC医薬品を1年間に1万2千円以上購入し、さらにその年に会社の健康診断や自治体のメタボ健診など人間ドックとかほかの健康診査、それに予防接種、そういったもの、健診を受けて積極的に管理をしているという方が該当ということになります。控除額の限度額は8万8千円ということで、この制度が平成30年から令和4年ということで現状条例にうたっておりますものが、平成30年か

ら令和9年ということなので令和4年から令和9年の5年間延長されたというものです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第73号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第74号議案 新都市手数料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第74号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第75号議案 新都市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の一部改

正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 本会議でも質疑があったようでありまして、まず基本的に改正する理由についてお尋ねします。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 改正内容につきましては、所在地の変更になりますが、理由といたしましては訪問看護ステーションの利用されている方の8割近くが新城地区へ居住されていることということで、業務の効率化と職員の移動距離とかの関係で負担の軽減を図ることになっております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それで、なかなか訪問看護ステーションを基軸にして動いている活動の姿というのがなかなか見えにくいというのか、我々市民側からすると。その辺のところは、何らかの形で市民に知らしめられるようなことは現状、今やっておられるのでしょうかね。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 市民の方への周知ですが、以前は広報ほのかに訪問看護ステーションの連載をさせていただいて、やっぱりそれを見ていただいて、以前市政モニターのアンケートをとらせていただいたときには、やはりそちらのほうで周知が進んだということがあります。

いま現在、広報への掲載とかはやっていないんですが、関係の医療機関だったりとか、ケアマネジャーさんとかそちらのほうと連携を取りながら、必要な方に届くような形で周知を個々では進めております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、在宅医療と介護との連携ということで、この辺活動されておると思うんですけども、その辺の連携システム、今回9月移動してからまた動き出すというの

が、9月20何日からでしたかね、なっておりますけれども、まさに社会福祉協議会の1階の部分のところへステーション基地をつくられるということで、ますますこれで連携が取れると思うんですね、いい連携が取れると思うんですよ。だから、その辺のところのしつかりと動きが見えてくるのかなとも思いますが。

一方、鳳来保健センターがこれによって9月までに移動していくわけなんですけれども、これによって一つ基軸になっておったものがぼかんと空いてしまうというんですか、鳳来地域の砦というんですかね。それが一つ支所の庁舎建設計画、その中でもいろいろと議論させてもらったり、これまでも市長とも話し合いをしてきた中で、社会福祉協議会との連携を保っていくと、この鳳来地域においても。その辺の姿が見えるように、そういうところも一方では考えておみえになるのかどうか、ここもちょっと移動するに当たっての一つの鳳来保健センターを基軸とした姿が見えるような格好が取れるかどうか。この辺を一つ確認をしておきたいと思う。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 今、丸山委員が言っていただいたように、今度新城福祉会館の1階に移転しますので、やっぱり地域包括支援センターなりそういうところの連携はより一層進めていきたいと考えております。

それと、鳳来のことですが、基本訪問看護ステーションの職員は一応利用者宅のほうへ訪問看護に出かけるということで、そちらのほうにはいま現在利用して下さっている利用者さんにもしっかりと連絡を取らせていただきますし、また今後関係機関との連携を取っていく中で医療の必要な方で、そういう必要のある方への周知のほうは進めていきたいと思っております。

鳳来支所の中での訪問看護ステーションについては、ちょっとまだ支所の中で移転する

までの間は、出かけるときの休憩記録なり、そういうところの場所についていま検討させていただいているところですが、具体的なところはまだ今後のことなのかなと考えております。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あともう1点ぐらい確認したいんですけども、訪問される件数、介護の場合、医療の場合、こうやって分けられると思うんですけども、その辺あと地域ごとに大体の割合が分かるかというのかなと思うんですけど、そこまで別に求めておりませんが、鳳来地域の利用者さんがどのぐらいおみえになるのかなとか、その辺もちょっと気になるものですから教えてもらえればと思います。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 すみません。地区ごとの利用者ですが、大体新城地区が8割近くで、作手の方は数えるほどなので、あと残りは鳳来地区の方ということになっております。介護と医療の割合につきましては、訪問看護は介護保険の利用の方と医療保険の利用の方と主治医の方の指示に従って訪問させていただきますが、大体令和2年度で行きますと介護の利用者さんが66%ぐらいで、全体の人数は大体100名程度です。

利用者さんの全体の数としては100名程度ですが、そのうち介護の方が6割、66%、医療の方が34%と違って変動はあると思いますが、大体それぐらいの割合になっております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 2点ほど。あと1点目が、今お答えいただいた作手のとき何と言ってるか分からなかったものですから、そこを言っていたきたいのと、これで社協のほうに拠点に移るといことになると思うんですけど、車両とか、スペース的には私も中を見ま

したけど多分大丈夫だと思うんですけど、中のほうは。多分あそこの駐車場とかいろいろ使ってあちらとの連携が必要となると思うんですけど、その辺に不便な点とかそういったものがないのか確認したいんですけど。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 まず、1点目の作手地区の利用者の方なんですけど、おひとりという形です。

それから、今言っていたいただいた新城福祉会館の1階に移転をさせていただくわけですが、事務所のスペースとしては今活動している鳳来保健センターと同じようなスペースを確保させていただく予定ですので、そちらのほうについては心配がなくて、ちょっと車両については、御存じのとおり多分新城福祉会館の駐車場が狭い形になりますので、訪問看護の車は10台程度ということで別の近くの場所を用意させていただく予定でおります。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也副委員長 敷地内とは別の駐車場を確保するということですか。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 そうです。

○中西宏彰委員長 齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 分かりました。あそこ結構、評議会とか会合とかいろいろ開かれてて、実際多分公用車以外の車がすごく入ってくるところだと思いますから、そのあたりの注意が必要かなと思うのと、あと最後1点だけ、9月21日施行ということなんですけど、これってこの日から完全にもう仕上がっている状態になるという認識ですか。この日に引越し作業をわーっとやるのか、この日からスタートできるでいいですよ。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 9月21日に間に合うように、その前の3連休で頑張りたいと思っています。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありません

か。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 訪問看護ステーションの場所を移動する内容だということに理解をいたしました。

そのときに、移転場所の候補地というのがほかにもあったのかどうかということをお聞きしたいなと思っています。例えば、市民病院の隣の裁判所のとこだとか、あとは中央こども園の跡地のところの利用とかそういったところも、ほかの箇所もあったかとは思いますが、今回この新城福祉会館の中でという形に結論に入ったということなんです、そこに至るほかの候補地等々も検討されていたのかどうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 今、浅尾委員が言ってくださったように、候補地についてはやっぱり何か所か所管の課のほうに確認をさせていただきながら、利用を模索してきました。

ただ、その中でいろいろメリット、デメリットを勘案させていただきまして、新城福祉会館のほうの介護との連携というところもありまして、一応最終的にはそちらのほうに決めさせていただいたということになります。

○中西宏彰委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。

あと、利用者のことなんです、今後の推移とか予測も含めてなんです、先ほど答弁でもあったんですが、ほとんど8割が新城地区の方の利用者なんだということでも私も理解をしたんですが、移転をして活動拠点を新城地区からという形になるんですが、今後10年とか20年後も利用者の傾向としてはやっぱり新城地区のほうは今8割なんです、大まかに新城地区のニーズのほうは割合として高い傾向はこれからも続くのかどうか、そこら辺の予測等分かったら教えていただきたいと思っています。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 大変難しいところではあるんですが、過去何年間か見させていただいた傾向では、多少の数パーセントの差は出てきてはいるんですが、大体同じような傾向で動いていますので、それについてはそのようなのかなと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

訪問看護ステーションにつきましては、私たち厚生文教委員会の中でも、現状鳳来地区にあるわけですけども、新城地区への増設というところで要望させていただいていた部分もあるわけですけども、今答弁の中にありましたように、利用者の大半、8割が新城地区だという回答もあったんですけども、やっぱりその辺が理由で増設ではなく移転という形を取られたのかどうか、この辺を確認させていただきます。

○中西宏彰委員長 鈴木地域医療支援室長。

○鈴木英乃地域医療支援室長 鳳来保健センターのほうへはやっぱり新城市の真ん中ら辺という移動距離的に遠くて、平成25年からそこで活動させていただいているんですが、やはり移動距離がすごく長いところがありまして、地区の利用者さんのところへ出かけていくに当たってはやはりその移動時間が、訪問看護をやっている時間プラス移動時間のほうがかなり取られるというところもありまして、それでかなりそこで全ての職員の方の負担だったりとか、移動の利用者さんの件数だったりとかも影響してきますので、そこら辺のところを考えさせていただきました。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。
討論を終了します。

これより第75号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。
よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

~~~~~  
陳情審査のため暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時53分  
再 開 午後 1 時58分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~  
陳情者代表 榊原平氏から提出されました「ゼロカーボン達成に向けた取り組みの推進に関する陳情」を議題とします。

本日は、参考人として榊原平さんの出席を得ております。

この際、委員長として私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず厚生文教委員会の陳情審査のために御出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見を述べていただくようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

初めに、参考人から陳情に関して御説明や御意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、榊原さん、よろしくお願いいたします。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 委員の皆様、陳情者の榊原と申します。

私は、ここ新城市において地球温暖化対策の強化と2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、ゼロカーボンシティ宣言を検討するよう市に働きかけていただきたく参りました。

本陳情と趣旨を同じくする請願・陳情が今年の3月、4月には安城、知立、高浜、碧南、豊明、西尾などの西三河の各市議会において採択されております。今6月議会でもちょうど先週14日には長久手市議会の委員会で、同じく14日には丹羽郡扶桑町、翌15日には幸田町と大口町のそれぞれの議会の委員会において、各会派からの大賛成との意見の上に採択していただいております。先週、17日木曜日には刈谷市議会でも最大会派自民クラブ全員8名が紹介議員となり、請願として審査し、各会派からの賛成討論とともに委員会採択しております。扶桑町については、本日、本会議で採択いただきました。ほかの各議会についても本会議で採択される見込みです。また、今日の午前には尾張旭市議会に参り、全会一致で委員会採択していただきました。

近年、国内外で猛暑や豪雨など温暖化が原因と見られる異常気象による災害が増加しています。菅総理は去年10月の国会所信表明で2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言されました。そして、グリーン社会の実現が政権の中心課題に位置付けられるとともに、温暖化への対応はもはや経済成長への制約ではなくて積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながることも発言されました。

2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを掲げるゼロカーボンシティ宣言をした自治体は、日ごとに増しており、先週末、6月14日時点

では481自治体となり、人口合計すると1億1,051万人と日本の総人口の86%を超え、急拡大しています。愛知県内では、豊田、三好、半田、岡崎が先に宣言しており、大府、田原、武豊、犬山、蒲郡もことし3月に、浜松市も3月に宣言しており、湖西市も来月7月に宣言すると表明しております。そして、今月7日には小牧市が宣言を行いました。今週中には春日井市が宣言を行うとのことで注目がされております。

さきの5月26日の国会においては、改正地球温暖化対策推進法が成立しました。この法律では、地球温暖化対策の推進は2050年までの脱炭素社会の実現を旨として、国民、国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の基に行わなければならないと基本理念が明記されました。まさに、この陳情事項を後押しするものです。

また、先日の13日に閉幕したG7首脳会議の共同宣言においても、「2021年は地球のための転換点である」と盛り込まれました。小泉進次郎環境大臣は、ゼロカーボンシティ宣言の参加の呼びかけの中で「気候変動問題は私たち一人一人この星に生きる全ての生き物にとって避けることのできない喫緊の課題である」と述べております。

地球温暖化に伴い激しさを増す自然災害に対して、レジリエンス、適応力を高めていかなければなりません。また、そのために持続可能で強靱な地域づくりをしていかなければなりません。環境省のホームページには、地域レジリエンスと脱炭素化を同時実現する避難施設等への事実分散型エネルギー設備等導入事業のような脱炭素化補助金メニューが67件も並んでいます。市の実情に合わせて事業を選び、進めれば、災害に強いまちづくりと人材育成と脱炭素化を同時実現することが可能です。これらを取らない理由はありません。

今、コロナ禍と気候危機という二重の危機

にあつて、まさに時代の転換点にあります。2050年までのゼロカーボン達成に向けて、ことし2021年を機に市民、事業者、国、他都市と密接に連携を取り、市を挙げてつながりを力に代えて新しい時代の豊かな脱炭素社会を開拓しようではありませんか。

そして、この一つしかない大切な地球、瑠璃色の地球を子どもたちの未来のために守り、残していきましょう。

意見陳述は以上です。ありがとうございます。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、参考人からの説明が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言してください。また、委員に対する質疑はすることができませんので御了承をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 説明をありがとうございます。

カーボンニュートラル、ゼロカーボン実現に向けたということで、内容的にいろいろ見させていただいて、本当にそのとおりだなと実感しております。

今、説明いただいたように、全国的にもこの資料を見させていただきますと、381自治体、もう今の話ですともっともっとどんどんふえておるという状況の中で、私たちの近隣の自治体も蒲都市、田原市、非常に取り組んでおられるということもよく分かりました。

このゼロカーボンの実現に向けた取り組みということで、いろいろなところから提言が寄せられておるというのもいろいろと勉強させていただいておるわけなんですけども、その中でカーボンプライシングという、これについてしっかり検討していただくみたいな提言を聞いたことがあるんですけども、このカーボンプライシングについて具体的に

補足の説明がいただけたらと思いますので、
よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 質問についてお答えしますが、実は私もカーボンプライシングについて、もちろんそのことは知っているんですが、詳しいことは実はよく分からないということもあります。要は、結局のところ二酸化炭素を排出しているところからお金を出してもらって、それをまた再生可能エネルギーだとか、そちらでどうしてもかかってくる費用があるのでそちらに充てていこうという。そして、二酸化炭素の排出を抑制していこうというような流れだと思っていますので、それがまた公共施設なんかの再生可能エネルギーとかに使われて、そうすると公共施設での電気代とか光熱費とかいうものがまた下がっていくということとか、地域のレジリエンスを向上させることなどにも役立っていくと思いますので、流れとしてそういうものがあって、今欧州とかではもうすぐにそういったことが起きようとしているということは聞いています。日本も検討しているということは知っていますが、細かいところは申し訳ないですが、ちょっと分かっていないところがありますので、また研究させていただこうと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 きょうはありがとうございます。いろいろな見地から陳情を分かりやすく説明いただきましてありがとうございます。

このゼロカーボンシティということで、基本的なことでお聞きしたいんですけど、このゼロカーボンという意味合いはまた簡単にでも分かりやすく教えていただきたいなと思っています。その中でこのCO₂を下げっていくこと、ゼロに近づけていくということがこのまちには、僕も必要だと思いますし、

それを目指していけばいいのか、それとも世界的には今、地球温暖化でどんどん温度が上がっていくというところで、そういったところを緩やかにしていくということが必要なのかなというところで、ちょっとゼロカーボンという普通の人だとピンと、どういう内容だろうというところも私自身もちょっとあたりするものですから、もし榊原さんの目線でどういったものですよということをもう一度補足いただければなと思うんですが、よろしくをお願いします。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 今の御質疑で、ゼロカーボンとかカーボンニュートラルだとかよく似たような言葉が幾つかあるんですが、これは御存じのとおり世界的なパリ協定というのがありまして、そちらのほうで2010何年かに締結して、日本も批准したところなんですけど、その中で、温暖化の気温を2度で抑えよう、あるいはできるんだったら1.5度で抑えようということが取決めをされて、それが国際的な約束になっています。

その2度目標あるいは1.5度目標を守るためには、やっぱり2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにしなければいけないということが、IPCCとかなどの世界的な科学者のグループが申し上げてまして、それがまた国際的な取決めになって、毎年行われるCOPの会議であつたりとか、先日行われたアメリカのバイデン大統領の気候リーダーサミットなどで討議されて、それを守っていかないといけないというところで、これ、2度が今の状況で放置しておいたら3度とか4度とか上昇してしまうんですが、そうなるとういったことが起きるかという、今まで少なくとも私たち人類の文明が、まだ文明というのは1万年ぐらいしかないし、人類生まれてから何年しかないんですけど、今まで少なくとも300万年間は今のよう高いCO₂濃度を地球は経験したことがないという中で、どう

いったことが起きてしまうかとはっきり言って予測ができないというか、少なくとも安定した、今まで私たちが日本に住んでいて感じてきた四季、春夏秋冬という四季が壊れてしまって亜熱帯になってしまったり、それすらも壊れてしまって不安定になるかもしれない。

その安定さを保つためには、1.5度、あるいは2度を保たなければいけないという中で、CO₂を何とかして取りあえずは排出を止めると、そこからはカーボンネガティブとって減らすって、まだ人類は減らす技術を持っていないんですが、それを2050年以降ではやっていかなきゃいけないところなんですけど、まずは排出を止めて、右肩上がりですべての二酸化炭素、今で420ppmと1980年代では350ppmしかなかったものが、もう今420ppmまで上がって、毎年4ppmぐらいの勢いで伸びているという、これをまず止めるというところからやっていかななくてはいけないと、大変なことなんですけど、これをやっていこうというのが今回のこの菅総理が表明されて、そして先日の国会で成立した温対法の趣旨だと理解しております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

下江洋行委員。

○下江洋行委員 よろしくお願ひします。

この陳情項目が4つございます。それぞれ重要なことであることは、説明を聞きまして理解はしておりますけれども、この中で特に一番重視したい項目をあえて言うのであれば聞かせていただきたいと思うのと、それから、カーボンニュートラルの考え方というのは、排出と吸収の、要するに排出、それから吸収、そのプラマイゼロというそういう考え方で、新都市の場合は市の500平方キロメートルある面積の約8割強が森林という資源なので、こうした地域性に鑑みて、それで

この吸収という観点で考え方がありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 お答えします。

陳情項目で大事なことなんですけど、これ先月26日に国会で成立した改正温対法の中で、これは法律としては国は2050年までの脱炭素社会の実現を目指していくと、そしてその後ろには、そのためには国民、国、地方公共団体、事業者、民間団体の密接な連携の基に行わなければならないという義務が書かれたんですね。これを解釈するならば、国は地方公共団体に対して2050年カーボンニュートラルを強制はしないけど、連携においては義務として強制するんだということが法律でうたわれていると思います。だから、ちょっとこれ、お役人の人のつくる作文の在り方なだけで、まあカーボンニュートラル強制しないけどでも連携は義務だよみたいなことを書かれているんだと思います。

そう思うと、今回の私の陳情で大事な項目っていうのはもちろん2050年カーボンニュートラルゼロ宣言が重要なんですが、4番目のパートナーシップと呼んでいるんですが連携、国との連携をきちんとやって、国がカーボンニュートラルを目指すとうたっているんで、それに協力して、新都市においてもカーボンニュートラル一緒に国と協力してやっていきましょうねというところが重要なんだと考えております。まず、1番目の質問についてはそうです。

すみません、2番目の質問が、今、一生懸命しゃべってて。

○中西宏彰委員長 下江委員、もう一回お願ひします。

○下江洋行委員 吸収の関係で、森林資源についての吸収のあるべき今後の森林政策の、例えば取り組みでこんなこと重要だよとかかそういう、例えばですけどもお考えがありましたらそんな観点からお話いただければ

聞かせていただきたいなと思います。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 吸収についての考え方なんですけど、この新都市、非常に恵まれてて、森林が非常にたくさんあるという中で、これから森林というものが、今までは余り森林というものを都会の人たちも含めて意識をしてみなかったんですが、これからそれが重要なものになってくる、さっきもカーボンプライシングって話がありましたけど、考え方によっては二酸化炭素を排出しているということがコストになってくると、反対に森林で吸収できるということは、非常に価値の高いことになってくるって、それはこの新都市も注目していいんじゃないかなって。

そして、二酸化炭素を固定するための手段としての森林というのは非常に価値の高いものなので、今までプラスチックで作られていたものが、今プラスチックを減らそうということで非常に盛んになっていますけど、例えばコンビニエンスストアのコーヒーのカップとか蓋なんかでもだんだん紙に代わってきたりというような流れがあるように、木材というものがもう一度見直されて、木材がより使われてくるようになるんじゃないかって、今だったら、例えばビルだって鉄骨でつくっていたものを高層ビルだって、木材で高層ビルが建てられるような時代になってしまったっていう。そう思うと、木材で、木材も炭素の固定として非常に重要な位置を占めていると思いますので、そう思うとこの新都市での森林の役割というのは非常に高いんじゃないかなって。

そして、先日行われたG7のサミットでも、余り日本では注目されていないんですが、自然資本という考え方が入ってきて、2021年を境として今まで自然というもの、川とか水だとか湧き水だとか、森林というものが余り価値を見られてこなかったものが、これからはこれはもう人類にとって本当に資産だって、

自然資本なんだっていうね、資本主義そのものの在り方を変えようということがG7サミットを境にして考え方が変わって、グレート・リセットなんていうことも言われていますが、資本主義そのものが変わろうとしている中で、自然資本としての森林の役割というのは非常に大きいものだと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1点だけ確認させてもらいます。

今も森林の話がありましたけれども、特に最近ですと豊田自動車はかなり先を見越して技術改革をしていこうと、こんな夢のある話もしていただいておりますけれども、特に日本の企業に対していかに取り組むべきかっていうその点のところ、この中には網羅されていないですけれども入っていると思いますが、日本企業の責任というのはすごく大きいと思うんですよ。

だから、その辺のところも強く働きかけを今後やはり全国の各自治体とも一緒に連携してやっていくべきことかなって感じしましたが、特段何か御意見ありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○中西宏彰委員長 榊原さん。

○榊原平参考人 お答えします。

企業の在り方について、最近ESG投資って、大企業についてはESG投資って上場企業なんかだとね、要は環境について配慮した企業に対して投資家も投資をしようという。そして、株式の情報開示ですね、今まで会社四季報などで会社の決算情報なんかが見れたりするんですが、そういったところからこれは環境に対する影響も開示していこうというね、TCFDとか、TNFDとかという新しい考え方が入ってきてまして、企業も環境にどれだけ影響を与えているか、そしてどうやって取り込んでいるかっていうことを株式の情報として開示していかなくはない

っていう。それをまた投資家の人たちが判断して、企業の株を買ったり、企業価値が上がったり下がったりってことが行われてきて、非常にそういった動きで企業のほうも熱心に取り組んでいるような状況かなと思います。

ただ、そういったものに追いついていかない企業については、やっぱり取り残されて非常に困るような状況になってくるんで、これジャストトランジションっていうんですけど、「公正な移行」といって、やっぱりそういう時代が脱炭素に切り替わろうとする時代に乗り遅れてしまう企業や労働者の人たちが出てくるので、そういった人たちをやっぱり救済していかないといけないかなということもあって、これは国のほうにお願いしていかなくちゃいけないのかなっていうね。

まだ、国の対応は十分できていないかなと思うんですが、そういった動きをしていって、まずはやっぱり早くこの脱炭素社会に切り替わっていったんだってことを啓発して、アピールしていかなくちゃいけないから、周知していかなくちゃいけないから、これはもう今回の陳情の項目の中にあるんだけど、周知してどうしたらいいのかなっていうところもみんなで一緒になって考えて、連携しながらやっつけていかなくちゃいけないのかなというように、企業も含めて考えていく必要があるのかなと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑を終了しました。

本日は、誠にありがとうございました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩いたします。

休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時51分

○中西宏彰委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

齊藤竜也委員。

○齊藤竜也委員 ただいま陳情いただきました案件に関して、採択をするべきという意見で討論させていただきます。

今回、上げていただいたゼロカーボンの世界基準の目標に関してですが、国内、そして各地方、愛知県下の自治体に関しても同じような取り組みをされています。また、その中でしっかりとこの問題について市が向き合っていて、さらに新城市オリジナルのちゃんとした環境対策、そしてゼロカーボン対策というところに目標を向けるためには、こういった御意見を真摯に受け止め、行政、議会ともに協力し合って進んでいくことが重要だと考えております。

また、SDGs、持続可能な目標に関しても、こういったところで我々は目標を定めて、足並みをそろえて行動していくことが重要と進められており、新城市議会厚生文教委員会としても、これを進めることで一歩でも二歩でも先に進められれば有効な手立てとなるのではないかと考えております。

行政における地球温暖化実行計画において、こういった陳情内容を踏まえていただいて、新城オリジナルの環境政策につなげていただければと思い、こちらを採択するべきという意見で討論させていただきました。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

本陳情は原案のとおり採択することに異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本陳情は原案のとおり採択すべき
ものと決定しました。



以上で、本委員会に付託されました案件の
審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告
の作成については、委員長に一任願いたいと
思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのよ
うに決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会
いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後 2 時 53 分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰